

令和7年(2025年)10月10日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

(第88号議案)

中野区立学校設置条例新旧対照表

改正案	現行
中野区に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校及び中学校を別表のとおり設置する。	中野区に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校及び中学校を別表のとおり設置する。
付 則 (略)	付 則 (略)
別表	別表
1 小学校	1 小学校
名称	位置
中野区立桃園第二小学校	東京都中野区中野一 丁目57番12号
中野区立塔山小学校	(略)
~	~
中野区立鷺の杜小学校	(略)
2 中学校	2 中学校
名称	位置
中野区立第二中学校	(略)
中野区立第五中学校	(略)
中野区立第七中学校	東京都中野区上高田 五丁目35番3号
中野区立北中野中学校	(略)
~	~
中野区立明和中学校	(略)
附 則	
この条例は、令和8年4月1日から施行する。	